

防犯カメラ設置チェックリスト

①設置前に必要な準備事項

No.	下記事項は完了したか	チェック	備考
1	設置者を定めたか		
2	管理責任者を定めたか		新潟県指針4 (1)
3	取扱者を定めたか		新潟県指針4 (2)
4	設置運用規定は作成したか		新潟県指針6 (5)
5	設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、県の指針及び設置運用規定を周知したか		新潟県指針6 (6)
6	周辺住民へ周知し、理解を得たか		総会、回覧など
7	設置箇所の管理者に設置許可をとったか (又は設置箇所管理者と協議中であり、許可される見込みであるか)		市道→区建設課 電柱→NTT 又は 東北電力 ※市道上に設置されている電柱へ設置する場合は、区建設課にも申請が必要です

②防犯カメラ運用にあたっての遵守事項

No.	下記事項を理解しているか	チェック	備考
1	撮影範囲は必要最小限にする必要がある (家の敷地等が映らないようにする)		新潟県指針5 (1)
2	カメラを設置していることを明示する必要がある (看板・シール等、団体名を記載すること)		新潟県指針5 (2)
3	カメラの画像から知りえた情報をみだりに漏らし、 不当な目的に使用してはいけない		新潟県指針6 (1)
4	画像を保存する場合には、加工してはいけない		新潟県指針6 (3) ア
5	画像の保存期間は、原則として最大1ヵ月以内である		新潟県指針6 (3) イ
6	画像は保存期間が過ぎた後は速やかに消去する		新潟県指針6 (3) ウ
7	画像の記録された媒体は、あらかじめ定めた防 護された場所に保管する		新潟県指針6 (3) エ
8	設置者等は防犯カメラの設置等に関する苦情に 適切かつ迅速に対応する		新潟県指針6 (4)
9	防犯カメラは、特別の事情がある場合を除き、継 続して1年以上設置する		新潟市防犯カメラ整備補助金 交付要綱第4条 (6)

※新潟県が策定した「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」(新潟県指針)の内容についてご不明な点がありましたら、各区役所防犯担当(総務課(東区、中央区、西区)、地域総務課(秋葉区、南区、西蒲区)又は区民生活課(北区、江南区))へお問い合わせください。

※防犯カメラ整備補助金の交付申請を行う場合は、チェック事項をすべて確認のうえ、下欄に団体名・代表者名を記入し、補助金交付申請書に添付してください。

※補助金申請時このリストを提出する際には、コピーを団体で保管してください。

防犯カメラの設置・運用にあたり、上記チェック項目をすべて適正に満たしています。

団体名

代表者名